

諮問日：令和 6 年 8 月 21 日（令和 6 年度（個）諮問第 7 号）

答申日：令和 7 年 3 月 28 日（令和 6 年度（個）答申第 11 号）

件 名：東京地方裁判所における特定事件にかかる文書に記録された保有個人情報
の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第 1 委員会 の 結 論

別紙記載 1 の文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報 1」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、事件検索結果一覧（以下「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報 1 が記録された文書として特定し、これを全部開示とした判断（以下「原判断 1」という。）及び別紙記載 2 から 8 までの各文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報 2」という。）の開示の申出に対し、同裁判所長が、本件対象個人情報 2 を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断 2」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 事 案 の 概 要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第 4 に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和 6 年 7 月 10 日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第 8 の 1 に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第 8 の 2 に定める諮問がされたものである。

第 3 苦 情 申 出 人 の 主 張 の 要 旨

特定事件の訴状が提出された際に、事件係が訴状を精査するなどした上で、正式に訴訟受理の決定をしたはずであり、訴訟の受理決定の一連の作業工程を記録する文書が作成されるべきである。

開示の実施に係る文書のファイルのプロパティに表示される「作成日時」及

び「更新日時」が本件対象文書に表示されている「受付年月日」と異なることから、本件対象文書は改ざんされている。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 東京地方裁判所は、本件開示申出に係る文書を探索し、その結果として、別紙記載1の申出について本件対象文書を特定した上で開示し、その余の申出については、各情報を記録した司法行政文書は作成又は取得していないとして不開示とした。

2 苦情申出人は、原判断のうち、別紙記載1を除く申出につき不開示とした点について、特定事件の訴状が提出された際に、事件係が訴状を精査するなどした上で、正式に訴訟受理の決定をしたはずであり、訴訟の受理決定の一連の作業工程を記録する文書が作成されるべきである旨主張する。

しかし、訴状は、その受付に当たり、受付日付印を用いて書類に受付の日付を表示させ、その後、所定の事件簿に登載することとされており（平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付分配通達」という。）記第2）、これ以外に、事件簿に登載するまでの一連の作業工程を記録することは求められておらず、それを記録した文書が作成されなかったとしても、不相当とは言えない。したがって、苦情申出人の主張には理由がない。

3 また、苦情申出人は、原判断のうち、別紙記載1の申出につき一部開示とした点について、開示の実施に係る文書のファイルのプロパティに表示される「作成日時」及び「更新日時」が本件対象文書に表示されている「受付年月日」と異なることを理由に本件対象文書は改ざんされている旨主張する。しかしながら、本件開示の実施は、令和6年7月16日の苦情申出人からの申出に基づき、本件対象文書である電磁的記録を複写したものを交付する方法により実施されており（「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱の実施の細目について」記第4の7(2)ウ(ウ)e）、苦情申出人が指摘する上記

の「作成日時」及び「更新日時」は、実施申出を受けて本件対象文書を複写した日時であり、本件対象文書それ自体の作成日付と一致するものではない。

苦情申出人は、その他縷々主張するが、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第11の1の苦情に当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年8月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月21日 審議
- ④ 同年3月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 原判断1について

苦情申出人は、開示の実施に係る文書のファイルのプロパティに表示される「作成日時」及び「更新日時」が本件対象文書に表示されている「受付年月日」と異なることから、本件対象文書は改ざんされている旨主張しているところ、かかる主張は、改ざんされていない文書が存在することを前提に、その開示を求めるものと解することができる。

しかしながら、苦情申出人が改ざんの根拠として指摘する「作成日時」及び「更新日時」は、最高裁判所事務総長が説明するとおり、東京地方裁判所が苦情申出人から開示の実施の申出を受けて、本件対象文書の複写を作成する際に、その複写を作成した日時が表示されたものであると認められる。したがって、本件対象文書に表示される受付年月日と異なることは改ざんの根拠とならず、その他に本件対象文書が改ざんされたと認めるべき事情はない。その他、本件対象文書の他に本件対象個人情報1が記録された文書が存在するとうかがわれる事情もない。

2 原判断2について

最高裁判所事務総長は、訴状の受付に当たり、受付日付印を用いて書類に受付の日付を表示させ、その後、所定の事件簿に登載することとされているが、これ以外に、事件簿に登載するまでの一連の作業工程を記録することは求められておらず、それを記録した文書が作成されなかったとしても不相当とは言えない旨説明する。かかる説明は、受付分配通達の規定に照らしても合理的であり、東京地方裁判所が別紙記載 2 から 5 までの各文書を作成し、又は取得していないことが不合理であるとはいえない。また、別紙記載 6 から 8 までの各文書は、仮に存在するとしても裁判事務に関する文書であって司法行政文書ではないと考えられ、東京地方裁判所が司法行政文書として作成し、又は取得していないことについて不自然な点はない。

- 3 以上のとおり、原判断 1 については、東京地方裁判所において、本件対象文書の他に本件対象個人情報 1 が記録された文書を保有していないと認められ、原判断 2 については、東京地方裁判所において、本件対象個人情報 2 が記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、いずれも妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 東京地方裁判所特定事件番号1等損害賠償請求事件に係る、裁判所における訴訟受理の日付がわかる文書類等
- 2 特定事件番号1の訴状が郵便で送達され、訴訟提起されたのであれば、その受付日時がわかる「郵便收受簿」、「郵便配達履歴」等の記録文書類等
- 3 特定事件番号1の訴状が郵便で送達され、訴訟が提起されたのであれば、送達された訴状を開封し、訴状内容を確認した職員の役職とその氏名
- 4 特定事件番号1事件の訴状が、民事訟廷事務室事件係等、窓口に出され、訴訟提起されたのであれば、訴状を受付けた職員の役職とその氏名
- 5 特定事件番号1事件の訴状によれば被告当事者が特定人数（被告番号は1乃至特定数）にのぼるにも関わらず、訴訟として受理を決定し、特定部特定係に事件の係属を決定した裁判所の責任部署とその役職と氏名
- 6 特定事件番号1等事件関係で東京地裁特定部内、または複数民事部の間における打合せ内容を記録した「打合せ議事録」等の文書類等
- 7 特定事件番号1等事件関係で裁判長（官）が裁判所職員に出した命令、指示の文書等
- 8 特定事件番号1事件を弁論分離し、東京地裁各民事部の複数に、特定事件番号2乃至特定事件番号3各事件番号にわたり係属させるに至った「命令書」、打合せ内容を記録した「打合せ議事録」等の文書類等